

## 主な変更内容

### I 国基本方針の改正に伴う変更

災害対策基本法施行令等の一部を改正する政令（令和五年政令第百八十号）の施行により、緊急通行車両等事前届出制度が廃止されていることから、地域防災計画に準じた記載に修正する。

項目	現行	変更後
緊急通行車両に係る確認 手続 p.37	<p>第6節 県警察の役割</p> <p>3 緊急通行車両に係る確認手続</p> <p>県警察は、武力攻撃やテロの発生などに備え、県公安委員会が行う緊急通行車両に係る確認についての手続を定めるとともに、<b>事前届出・確認制度を整備することとします。</b></p>	<p>第6節 県警察の役割</p> <p>3 緊急通行車両に係る確認手続</p> <p>県警察は、武力攻撃やテロの発生などに備え、県公安委員会が行う緊急通行車両に係る確認についての手続を定めるとともに、<b>災害対策基本法施行令第33条の規定に基づき、緊急通行車両の確認体制を整備することとします。</b></p>



【参考】群馬県地域防災計画 第3節緊急輸送

2 緊急通行車両の確認

(1) 趣旨

知事(危機管理課、行政県税務所)又は県公安委員会(警察本部、警察署)は、一般車両の通行を制限し、緊急通行車両の通行を優先することによって災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害対策基本法施行令第33条の規定に基づき、緊急通行車両の確認を行うものとする。

### II その他修正

■ 統計データ等の時点更新

■ 関係機関の名称変更（高崎量子技術基盤研究所、NTT東日本）